

令和2年度 生活指導計画

日野小生活指導部

1 学校教育目標

自分の思いや考えを豊かに表現し、高め合う児童の育成

2 生徒指導目標

「一人一人の児童が自他の生命を尊重し、思いやりをもって行動するとともに、自主的な態度で学校生活を過ごすことができるようにする。」

3 重点努力目標

- ① 基本的な生活習慣の徹底をはかり、基本的な行動ができるようにする。
- ② 児童理解を深め、適応指導の充実にも努め、コミュニケーション能力の向上を図る。
- ③ 自他の生命の尊さを知り、生活場面の中で生命を大切に行動しようとする態度を養う。

4 校内生活指導

(1) 生活指導実践上の基本姿勢

- ① 一人一人の子どもをかけがえのない大切な人間として尊重していくこと。
- ② 子どものありのままの姿を理解し、さらに子どもの自己啓発の力を伸ばすこと。
- ③ 一人一人を伸ばすために、子どもの属している集団そのものの質を高めていくこと。
- ④ 個別的な指導と集団的な指導が補足し合いながら進められていくこと。
- ⑤ 基本的な生活習慣を身につけさせるために、一人一人の子どもの実態に目を向け、教師の適切な励ましと指導を図ること。
- ⑥ 各教科・道徳・特別活動などとの関連を図りながら、子どもの全人的な発達を目指すこと。
- ⑦ 学級・学年・学校経営の中で、常に生活指導を意図した経営が行われるようにすること。
- ⑧ 教師の共通理解と連携により、意図的、継続的に指導を強化すること。
- ⑨ 家庭、地域社会、また関係諸機関との連携を密にしながら、子どもの望ましい発達を図ること。

(2) 本年度の努力事項

- ① 《元気プロジェクト》
基本的な生活習慣の徹底を図り、決まりを守って、基本的な行動ができるようにする。

ア) 基本的な生活習慣の徹底

- ことばを大切に、心と心を通わせる。
 - ・ 時と場所に応じた言葉遣いに気をつける。
 - ・ 心のこもったあいさつができる。(教師から積極的にあいさつをする。地域でも進んであいさつのできる児童の育成)
 - ・ どんなときでも友達が傷つく言葉を言わない。
 - ・ 話し手を意識した返事を心掛けさせる。
- 校舎内での過ごし方に気をつける。(静かに過ごす)
 - ・ 業間の10分の時間の名称を「準備時間」とし、トイレ・水分補給⇒次時の準備⇒読書(移動)に当てる。(ひのっ子の決まりに記載)
- 正しい廊下の歩行を身につける(体育館、特別教室への正しい移動)
 - ・ 黙認はしないことを全職員で共通理解する。
 - ・ 正しい廊下歩行を身につける目的で、毎週月曜日と校内研・職員会の日の下校時は担任引率のもと、児童玄関まで並んで移動する。
- 望ましい服装や身だしなみに心がける。(健康的な服装、名札、ハンカチ、ちり紙、つめなど)
- 物を大切にする(運動用具の後始末・トイレのスリッパの整頓・学習用具の使い方)

イ) その他

- ・一緒に下校する目的で友達やきょうだいを待つ場合は児童玄関で待つ。※児童の待ち方確認？
- ※一般車・送迎車の校舎敷地侵入に関して見直しを行い、文書で周知する。
- ・チャイムの合図を守る。
- ・教室で静かに過ごすために、トランプやカルタ、百人一首や UNO など、校内で遊ぶにふさわしいカードゲーム類（キャラクターカードはトラブル防止のため不可）、将棋やオセロ、チェスを利用する。
- ※学校側より全校の保護者に家で使わなくなった上記ゲーム類の寄贈を呼びかけ、寄贈されたものを各学級で分配して使う。（児童個人のはトラブル防止のため使わせない。）

② 《笑顔プロジェクト》

児童理解を深め、適応指導の充実に努め、集団生活の向上を図る。

<不登校防止に向けて>

ア) 学級経営における取り組み

- ・一人一人の子どもの理解～子どもたちとの心のふれあい、共遊、話しかけを行う。
- ・自己実現の場～一人一人を理解し、認める。
- ・コミュニケーション力の育成～学級活動、班活動の取り組みの中での友達づくりができるようにする。

イ) 教育相談活動における取り組み

- ・悩みや問題を持つ児童だけを対象にするのではなく、すべての子どもに対して、どんなつまずきでも子どもの立場でとらえ、適切な援助をしていく。
- ・学校生活アンケート（いじめ）を年2回実施する。
（6月：いのちを見つめる強調月間 12月：人権週間）

5 校外生活指導《元気プロジェクト》

(1) 外出について

①帰宅時間

夏 春休み～後期始業日前日…午後6時まで 冬 後期始業日～修了日…午後5時まで

- ②校区外や四ヶ町、三ヶ町、五番街へは、特別な場合を除き、保護者同伴を原則とする。
- ③名札は保護者の判断に任せる。
- ④外出するときは、行き先、友達、帰宅時刻等を保護者に告げ、許可を得る。

(2) 交通安全について

①交通規則を確実に守る。

- ・車の直前直後の横断、道路への飛び出しは絶対にしない。
- ・道路の横断はできるだけ横断歩道をわたる。
- ・横断歩道をわたるときは、手を上げて、車が止まってからわたる。

②正しい自転車の乗りかたをする。

- ・自転車に乗るときは必ずヘルメットを着用する。
- ・二人乗りは絶対にしない。

(3) 遊びについて

①学校で危険箇所と指定されているところでは遊ばない。

※魚釣り・サイクリング・プール・海・ゲームセンターは、保護者同伴を原則とする。

- ②刃物・マッチ・ライター・モデルガン・その他の危険なものは持ち歩かない。
- ③友達同士で、お金・ゲーム機・ゲームソフト・カード等、もののやりとりはしない。
- ④他の人に迷惑をかけたたり、危険な遊びをしたりしない。

(4) その他

- ①学校で遊ぶときは、飲食物をもってこない。
- ②公共物は大切に扱い、後始末をきちんとする。
- ③校外での種々の催しに参加するときは、保護者の許可を受ける。

6 年間生活目標《元気プロジェクト》

子ども達には、年間を通して下の枠のことに取り組んでいくようにさせる。

年間生活指導重点項目

- 1 あいさつをする。(100点あいさつ)**
 - ・自分から 相手を見て 大きな声で あいさつをする。
 - ・地域の方や来校されたお客さん、先生にあいさつをする。
- 2 廊下を静かに歩く。(いつでも どこでも はさみ歩き)**
 - ・教室移動は、静かに右側を並んで移動する。
 - ・「やりなおし。」を守る。
- 3 けじめのある行動をする。**
 - ・チャイムの合図を守る。
 - ・準備時間(行間の10分間)の過ごし方を確認する。
 - ・教室移動の場合は、チャイム前に並んで移動をする。
 - ・トイレのスリッパを並べる。(100点スリッパ)

7 月別生活目標《元気プロジェクト》

4月	げんきよくあいさつや返事をしよう	11月	進んで仕事をしよう
5月	時間を守ろう	12月	ともだちを大切にしよう
6月	廊下を正しく歩こう	1月	寒さに負けずがんばろう
7月	室内では静かに過ごそう	2月	整理整とんをしよう
9月	忘れ物0をめざそう	3月	100点かつどうの ふりかえりをしよう
10月	あとかたづけをしよう		

※各学級「学級のめあて」を決め、生活目標の達成を目指す。月終わりには振り返りを行い、担当に報告する。

8 いじめに対する校内対策《笑顔プロジェクト》

(1) いじめに対する基本的な考え

いじめの問題に関する深刻な状況を踏まえ、人権の尊重と生命の畏敬を根底に、教職員一体となって取り組むことが必要である。

- ① 全職員がいじめの問題の重大さを認識し、実態の適切な把握と措置ができるよう意識の啓発と指導力の向上に努めなければならない。
- ② 教育課程全般を通して心の教育の推進につとめ、温かい人間的なふれあいをとおして教師と児童及び児童相互の人間関係の深化、緊密化を図り、いじめを根絶する校内指導体制の確立を図らなければならない。
- ③ 児童並びに保護者の悩みや願いを積極的に受け止められるよう、校内の教育相談体制を整備・充実する必要がある。
- ④ 家庭や地域との協議の機会や学級通信等による家庭との連携について充実を図り、これらと一体となった取り組みを推進しなければならない。特に、いじめを苦にした自殺等の深刻な事態を排除するため、指導に当たっては次のことに配慮しなければならない。

ア) 生命尊重の教育に努めること

生命の尊さや、人間の生き方についての児童の発達段階に応じて指導すること。その指導に当たっては児童の身近な事例、体験を取り上げて具体的に深く考えさせるような指導をすること。

イ) 児童の実態の把握と児童理解に努めること

児童の家庭、学校及び地域における生活の実態を把握し、その行動や感情の動き、悩みなどをできるだけ深く把握しておくことが大切である。

ウ) 校内の指導体制の確立を図る

学校の全職員が協力して児童の指導体制の確立を図り、教育相談の機能を充実していじめを早期に発見し、指導にあたることが大切である。

エ) 家庭との密接な連携

児童理解のためには家庭との協力が必要である。児童が家庭生活で悩んだり苦しんだりしていることについては保護者と素直に話し合うような関係をつくり上げ、密接に連携して指導に当たっていく。

- ⑤ 事実関係の究明といじめる児童への適切な指導を行う。

いじめる児童に心理的な疎外感、孤立感を抱かせないような教育的配慮が必要である。しかし、限度を越える場合は別途の措置を図る。

(2) いじめ・不登校防止対策委員会

①目的

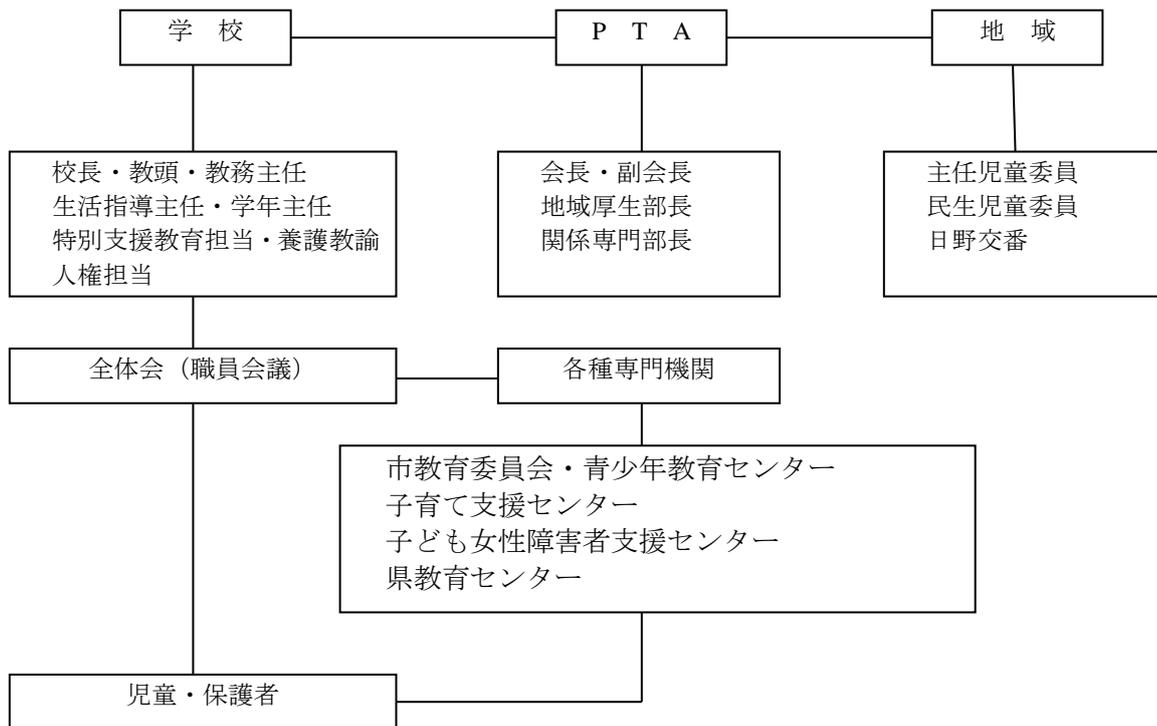
「いじめ・不登校」の実態把握と未然防止に努めるとともに、「いじめ・不登校」が発生した場合の緊急対応を図る。また、保護者・学校・地域・関係機関との連携を密にする。

なお、「いじめ」に対する直接敵対のみならず、「いじめ」を助長させる風潮や環境の是正、人権意識の高揚にも積極的に関わっていく。

②活動の視点

- ア) 「いじめ・不登校」の実態を究明し、その撲滅に努める。
- イ) 「いじめ・不登校」の発生原因や対応指導の研究に努める。
- ウ) 学校・地域の関連機関との連携をとり、広く情報を得る。
- エ) 「いじめ」に関する保護者への啓発活動を行う。
- オ) 学校以外の教育活動を通して、人権の意識の高揚・豊かな心情・道徳心の育成に努める。

③組織



④校内の指導（教育相談）体制

